

【税申告のフローチャート】

申告の種類を確認してみましょう。フローチャートは、あくまでも申告の種類を簡単に判断するための目安です。

令和8年1月1日現在 富岡町に住民登録がある

(※住民登録地と居住地(避難先を含む)が異なる場合は注意。)

令和7年中(1/1~12/31)にどんな収入があったか?

①主に「給与」収入

②主に「年金」収入

①②以外の収入

収入なし

勤務先から町に
「給与支払報告書」が
提出されている。

年金収入が400万円を
超える。

各種所得の合計額
が所得税の控除額
より多い。
(所得税が納付にな
る場合)

税法上、誰の扶養
でもない。
または、町内に住
所がない方の税法
上の扶養になっ
ている。

いいえ

はい

いいえ

はい

いいえ

給与所得以外の
所得がある。

年金所得以外の
所得がある。

①

②

③

給与以外の
所得が
20万円を
超える。

控除の追加
がある。
(医療費控
除等)

年金所得
以外の所得
が20万円
を超える。

②

①

③

②

①

- ★1. 住民税申告(または所得税の確定申告)が必要となります、控除を追加しても税額がかわらない場合があります。
- ★2. 所得税の還付を受ける場合にも、「所得税の確定申告」が必要です。
- ★3. 具体的に「町内に住所がある方に扶養されている方」は、申告不要です。

①確定申告

お近くの税務署、町申告会場、e-Taxで「所得税の確定申告」を行ってください。

②住民税申告

町申告会場で「住民税の申告」を行ってください。ただし、「所得税の確定申告」した方は不要です。

③申告不要

申告は不要ですが、税証明を取得するときや、各種行政サービスを受けるときは申告が必要です。

【申告に関するよくあるQ&A】

Q1.	昨年中は、「給与収入」しかありませんが申告は必要ですか？
A1.	給与の支払先が1ヵ所で、給与支払者から町へ「給与支払報告書」が提出されている場合は、申告は不要です。ただし、給与を2ヵ所以上の勤務先から受けている方、年末調整をしていない方、又は控除等の追加がある方は「所得税の確定申告」が必要です。
Q2.	昨年中は、「年金収入」しかありませんが申告は必要ですか？
A2.	年金支払者から町へ「公的年金等支払報告書」が提出されている場合は、申告は不要です。ただし、公的年金などの収入が400万円を超え、且つ年金収入以外の所得が20万円を超える場合には、「所得税の確定申告」が必要です。また、各種控除(社会保険料控除、医療費控除、雑損控除、寄付金控除、扶養控除等)を追加する場合は、「住民税の申告」が必要です。
Q3.	昨年中は、「収入がなかった」のですが申告は必要ですか？
A3.	収入の有無について申告がなければ、課税・非課税の判定ができないため「住民税の申告」は必要です。申告がない場合、所得証明書などの発行ができません。また、所得金額による軽減措置や補助が受けられないなど様々な手続きに影響があります。

令和8年申告相談受付会の開催について

問 税務課 課税係

申告
期間令和8年
2月16日(月)～3月16日(月)

町県民税等の申告相談受付会を次のとおり開催します。申告に必要な書類をそろえ、期限内に申告するようにしましょう。町県民税の申告は、町県民税額を正しく算定する基礎となるほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定の資料となる重要な手続きとなります。収入がない方も忘れずに申告をしてください。

【申告受付相談会場と日程等について】

会場の混雑緩和のため対象地区を指定いたしますのでご協力をお願いします。

開催月日	指定地区	会 場	開催月日	指定地区	会 場				
2月	16日（月）	富 岡	3月	2日（月）	夜の森				
	17日（火）	夜の森		3日（火）	富 岡				
	18日（水）	指定なし		4日（水）	指定なし				
	※1 19日（木）	指定なし		※1 5日（木）	指定なし				
	20日（金）	富 岡		6日（金）	富 岡				
	24日（火）	夜の森		9日（月）	夜の森				
	25日（水）	富 岡		10日（火）	富 岡				
	26日（木）	夜の森		11日（水）	夜の森				
	27日（金）	富 岡		12日（木）	指定なし				
	【受付時間】 9:00～15:00			13日（金）	指定なし				
※1) 2月19日(木)、3月5日(木)は、午前中のみの実施です。				16日（月）	指定なし				
※2) 富岡会場は「 <u>町民ホール</u> 」から「 <u>2階正庁</u> 」に変更となりました。									



【申告に必要なもの】

- 本人確認書類(マイナンバーカード・免許証等)
- 確定申告のお知らせ(税務署より届いた方のみ)
- 次の各欄に該当する書類

対象項目	必要書類・持参物
給与・公的年金	源泉徴収票(原本)
所得	事業所得(営業・農業) 不動産所得 一時所得・雑所得 東電賠償(就労不能分) 譲渡所得
	収支と経費をまとめた収支内訳書
	収入・経費がわかる書類
	金額・合意した日がわかる明細書等
	売買契約書の写し、領収書等
控除	社会保険料控除 生命保険料控除 地震保険料控除 医療費控除 寄付金控除
	国民健康保険税、介護保険料・後期高齢者医療保険・国民年金等の控除証明書
	支払保険料の証明書
	医療費の明細書等
	寄付金の明細書

※「収入と経費をまとめた収支内訳書」「医療費控除の明細書」などの書類が整理されていない場合、受付ができません。ご自身で事前に作成しお越しください。

【町受付相談窓口以外での申告方法】

税務署で申告する方法

全国の税務署で開催している申告会場で受付が可能です。最寄りの税務署をご確認ください。

e-Tax で申告する方法

例年、申告会場は大変混雑し長時間お待ちいただく場合があります。確定申告が必要な方は、インターネットやスマートフォンを利用して自宅などから e-Tax(電子申告)がおすすめです。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



国税庁 確定申告書等作成コーナー 検索

【町では受付できない申告】

次に該当する該当する申告は町会場では受付できません。最寄りの税務署で申告してください。

①過年度(～令和6年分)の申告および修正申告

②青色申告

③消費税、贈与税、相続税の申告

④FX、仮想通貨などの申告

⑤その他、複雑、特殊な内容のため税務署の判断が必要なもの